

2022年6月2日

福島県知事
内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団
団 長 神山 悦子
副 団 長 宮川えみ子
幹 事 長 宮本しづえ
政調会長 吉田 英策
副幹事長 大橋 沙織

2022年6月定例県議会に関する申し入れ

はじめに

国連憲章を真っ向から踏みにじったロシアによるウクライナ侵略から3カ月以上が経過しました。県議会はじめ県内多くの市町村議会が抗議決議をあげ、県民は多くのいのちが失われる痛ましい事態に心を痛めています。いま「国連憲章守れ」の一点で世界中が団結し、世論でロシアを包囲することが重要です。

ところが岸田政権は、空前の大軍拡と、危機を口実に憲法9条を変える動きを強めています。軍事費をGDP（国内総生産）比2%（11兆円超）へ増額することを表明、今年度の軍事予算5.4兆円の2倍以上です。さらに「敵基地攻撃能力」保有、「核抑止」論などの議論を加速していることは、日本を軍事対軍事に引き込む危険な道であり、憲法違反の安保法制（戦争法）に基づく集団的自衛権を行使することが日本が直面する現実的な危険です。

政治の最大の役割は戦争を未然に防ぐ外交努力であり、憲法9条を生かした積極的な平和外交こそが必要です。ASEAN（東南アジア諸国連合）諸国と手を携えて、東アジアサミット（EAS）の平和の枠組みを活用・発展させ、東アジアを平和と協力の地域にしていくことに力を尽くすべきです。

物価高騰が県民の暮らしを直撃しています。3月の消費者物価上昇率（前年比）は、生鮮食品11.6%、電気代21.6%、都市ガス代25.3%と、低所得者ほど打撃が大きい食品や光熱費で特に深刻です。物価高騰の原因は、新型コロナ、ロシアのウクライナ侵略に加え、アベノミクスの「異次元の金融緩和」による異常円安で、輸入物価が高騰していることが大きな原因であることは明らかです。また、労働者の賃金が上がりず、年金の引き下げや重すぎる教育費負担、消費税の連続増税など、弱肉強食の新自由主義が日本経済の根っこにあります。日本共産党はこうした「冷たく弱い経済」から「やさしく強い経済」への大転換を求め、①消費税5%への緊急減税、②大企業の内部留保に課税し賃金引上げを、③低年金の底上げと高齢者医療費の2倍化中止、学費は半額、給食費無料、④省エネと100%国産再エネの大規模普及、⑤男女賃金格差ゼロの「物価高騰から生活まもる」5つの提案をしています。

岸田政権は「緊急経済対策」を発表していますが、2年以上にわたりコロナ危機に苦しむ国民や中小企業に対する急激な物価高対策としてはまったく不十分で、現場に直接届く支援が急務です。

食料とエネルギーを外国に頼る危うさも明らかになっています。日本の食料自給率は37%、エネルギー自給率にいたってはわずか10%です。国連が「第二次大戦後、最悪の食料危機」

と警告する下で、岸田政権は米価大暴落放置、水田活用交付金カットなど、自給率引上げと逆行する農政です。また再生可能エネルギーの普及は原発ゼロ、石炭火力撤退の政治決断をしてこそ進みます。ここでも政治の転換が求められます。

新型コロナウイルス感染症との闘いは3年目に入りました。学校や児童施設などでの子どもの感染が相次ぎ、5月は月別で最多だった4月、3月に次ぐ11,458人の感染が確認されました。長引く第6波が減少傾向にある今こそ、積極的な検査体制、保健・公衆衛生体制を確立し、備えるべきです。

原発事故対応で、知事は先月30日、東京電力が県や立地町に提出している処理水の海洋放出計画着工に関する「事前了解」の可否について、「関係者の理解」とは異なるとして放出の是非に関する判断ではないとの見解を示しました。海洋放出方針に県民多数は納得しておらず、こうした見解は到底受け入れられるものではありません。工事着工に了解するという事は、海洋放出を了解するという事に他なりません。県は「事前了解はしない」との政治決断をすべきです。また今年2月、生業訴訟をはじめとする原発集団訴訟で東京電力に対する最高裁判決が確定、「中間指針」を超える賠償額が確定しました。国は早期に「中間指針」を見直すとともに、東京電力は原告およびすべての被災者に同様の賠償をする責任があります。今月17日には、国の責任を問う最高裁判決が示されますが、国の加害責任が認められれば、国の原発事故対応の前提が大きく変わるとの認識に立つことが重要です。

3月の福島県沖地震被害からの被災者支援、重要インフラの早期復旧も引き続き重要な課題です。新型コロナ、災害、物価高、そして「戦争か平和か」が問われる今、県民のいのちと暮らし、生業を守る政治への転換が求められています。県はこの立場で考え得るあらゆる方策をとるよう求めるものです。

以上の観点に立ち、6月定例県議会に関し下記の項目について要望します。

一、岸田政権と対峙し、憲法生かし県民のいのち、暮らし、平和守る県政を

- 1、岸田政権は、ウクライナ危機に乗じて「敵基地攻撃能力・反撃能力の保有」と「憲法9条の改憲」を表明し、これにかかる軍事費を現行の2倍のGDP比2%へ引き上げ11兆円以上にするとしている。しかし、大軍拡路線で消費税の増税や社会保障の大幅削減をすれば、暮らしを押しつぶし、戦後77年間築いてきた日本の平和が根底から覆される。政府に対し、危機に乗じて自衛隊を憲法9条に明記する戦争する国づくりは中止すべきと強く求めること。
- 2、今回の日米首脳会談で、岸田首相は、「核抑止」を進めることを表明しているが、「核抑止論」は核兵器の使用を前提としており、唯一の戦争被爆国として決して許されない。国連で締結・発効された核兵器禁止条約に、日本政府が直ちに署名・批准すべきと強く求めること。また、条約発効後初の6月にオーストリアで開かれる締約国会議へ政府代表を派遣するよう求めること。
- 3、生活必需品の物価高騰は、県民生活と中小業者を直撃しているが、これに対する政府の緊急経済対策は全く不十分であり、消費税の減税こそが最も効果的である。そもそも、異次元の金融緩和と政策による「円安」が大きな原因であり、アベノミクスが招いた大失政である。大企業の内部留保金の一部に課税して財源を確保し、「冷たく弱い経済」から「やさしく強い経済」への転換を国に求めること。
- 4、ウクライナ危機を受け、食料とエネルギーの自給率を高める必要性が各国共通の認識に

なっている。食料自給率を向上させるため、欧米諸国と比べて格段に低い国の農業予算を大幅に増額すること。エネルギーは、国内需給率を高め、石炭・原発から撤退し、2050年を待たずに省エネ・再エネを抜本的に増やすよう、国のエネルギー基本計画を抜本的に見直すこと。

- 5、東京電力の汚染水の海洋放出計画に関する設備の「事前了解願ひ」について、県は「了承」しないこと。県は、単なる設備等の安全確認にとどめず、反対を表明している漁業者や県民の立場から政治的判断を行い、国の汚染水の海洋放出「方針撤回」を、国及び東京電力に対し明確に求めること。
- 6、生業訴訟などの原発訴訟で、最高裁は東京電力に対し中間指針を超える判決が確定した。国の責任については、今月17日に下されるが、仙台高裁が断罪したように、国の加害責任は免れない。長期に渡り、すべての被災者を支援し、暮らしと生業の再建支援を国の責任で継続するよう国に求めるとともに、県は、あらためて全国原発ゼロを国に求めること。
- 7、気候危機打開のため、2030年までに省エネと再エネに野心的に取り組むこと。地震や水害などの災害対策への備えを強化するとともに、被災住宅への国・県の支援金を引き上げること。
- 8、あらゆる分野でジェンダー平等を推進すること。特に、男女の賃金格差を是正するための企業への公表が義務付けられるが、県内企業に対しても是正に早急に取り組むよう求めること。
- 9、国民のあらゆる個人情報、政府が一元管理することをねらう行政デジタル化を見直すこと。健康保険証へのマイナンバー義務付けは中止するよう国に求めること。

二、物価高騰から暮らしと営業を守る対策について

(1) 価格対策

- 1、景気対策に最も有効な消費税率5%への減税、インボイス制度の中止、消費税納税困難事業者に対する減免措置を国に求めること。
- 2、ガソリン価格を抑制するため、トリガー条項の発動を含む更なる卸売価格の引き下げ、飲食店、運輸業、中小製造業等事業用燃油の価格引き下げを国に求めること。
- 3、小麦の政府売り渡し価格の引き下げを国に求めること。

(2) 生活困窮者対策及び社会保障の充実

- 1、住民税非課税世帯に限定せず、給付金を生活困窮者に拡大するよう国に求めること。
- 2、国は物価高騰の緊急経済対策として学校給食費値上げ抑制に国の交付金活用を認めており、この活用に留まらず国として給食費無料化を実施するよう求めるとともに、当面県として実施すること。
- 3、中小企業への支援と一体に、最低賃金を全国一律時給1,500円以上に引き上げること。
- 4、アルバイト収入が減少した学生等への生活支援給付の実施、学費半額への軽減を国に求めること。
- 5、6月からの年金支給額カット、10月からの後期高齢者医療窓口負担2割への引き上げ等社会保障の削減を中止し、拡充をはかること。
- 6、生活福祉資金の特例貸し付け利用者に対する返済免除の要件緩和を国に求めること。
- 7、生活に困窮する世帯が気軽に相談できる窓口を、県と市町村に設置すること。

- 8、急激な物価高騰に対し、生活保護基準を引き上げるよう国に求めること。
- 9、生活保護は権利であることを県政だより等を通じて広く県民に周知し、申請に結び付けること。県は生活保護の実施機関として、被保護世帯の自立に必要な自動車の保有を認めること。

(3) くらし、生業、雇用対策について

- 1、事業復活支援金は少なくとも持続化給付金並に拡充、家賃支援給付金の再給付を国に求めること。
- 2、新自由主義経済政策の下で貯めこまれた大企業の内部留保課税の新設で税収増、不公平を是正し、賃上げの誘導を国に求めること。
- 3、円安を誘導し、輸入価格を引き上げる「異次元の金融緩和」政策からの転換を国に求めること。
- 4、飼料価格は、20年間で2.5倍に高騰し続けており、今回の価格高騰が拍車をかけている。国は配合飼料安定制度の基金積み増しで対応するとしているが、これでは不十分であり更なる支援の拡充を国に求めること。鳥取県は独自の餌代補助制度を創設する方針を明らかにしたように、本県としても支援策を講じること。飼料の自給率を抜本的に向上させる取り組みを国に求めること。
- 5、コロナ協力金、給付金は公営住宅の家賃算定から控除することができるのと国の見解に基づき、県は適切に対応するとともに、市町村にも周知を図ること。
- 6、復興公営住宅の割り増し家賃軽減策を拡充すること。
- 7、住宅セーフティネット制度が全市町村で活用されるよう支援すること。

三、新型コロナウイルス感染症対策、福祉型県政へ転換を

(1) 医療、検査体制の強化

- 1、子どもの施設で感染が拡大していることから、戦略的取り組みとして児童福祉施設、学校での定期的なPCR検査を実施すること。
- 2、重症化しやすい高齢者の感染拡大防止のため、高齢者施設での定期的なPCR検査を行うこと。
- 3、4回目のワクチン接種が開始されているが、60歳以上の高齢者、基礎疾患を持つ人に限定せず、希望者は接種できるようにすること。
- 4、県民誰もがいつでも薬局等で受けられるコロナ感染症の一般検査の受付期間を延長するとともに、検査受付、実施方法の改善を図ること。
- 5、医療機関でのPCR検査の診療報酬引き下げを見直し、元の基準に戻すよう国に求めること。
- 6、コロナ感染症による後遺症で重い症状を呈し、仕事を続けられなくなる事例も発生している。県として後遺症に関する診療情報の提供、相談窓口の設置を進めること。
- 7、コロナ禍で低下しているがん検診受診率を引き上げるため、県が県民の個人負担額を軽減し市町村を支援すること。
- 8、がんの中でも10年生存率が最も低いすい臓がんの早期発見に取り組む尾道市等の先進地に学び、有効な対策で生存率を向上させること。
- 9、小林製薬工業のジェネリック医薬品製造不正を契機に、他の会社にも不正が拡大してい

たことが判明し、ジェネリック医薬品の製造に支障が生じており、医療現場での薬不足が深刻となっている。薬が変わったことで体調不良となる患者の事例も出ていることから、県に相談窓口を設置すること。県は県内製薬企業への立ち入り調査を適切に実施し、企業の従業員不足を解消し生産体制強化を図ること。

(2) 保健・衛生体制の強化

- 1、感染者の自宅療養者増加に県は外部委託によるフォローアップセンター設置で対応しているが、本来責任を持つべき保健所による見守り体制を強化する等、保健所の必要人員を増員すること。
- 2、次々と発見される新たなコロナ変異株の県内での早期発見と対策のため、ゲノム解析等県衛生研究所の検査体制を強化すること。
- 3、原因不明の小児の急性肝炎が世界各地で報告され、国内でも31例と報告されている。アデノウイルスの介在が確認され、コロナ感染症との関連もあるのではないかと指摘もあることから、県内での情報収集を強め早期対策につなげること。

(3) 事業者、労働者のくらしと営業、雇用を守る

- 1、事業復活支援金の申請に当たって、現在必要とされている事業証明等の書類は求めないなど簡素化し、必要とする事業者に迅速かつ適切に支給されるよう早急な改善を国に求めること。必要書類が整わないために申請できない事業者もいることから、申請期限を更に延長すること。
- 2、小学校休業等対応助成金、支援金の継続を国に求めること。
- 3、生活福祉資金のコロナ対応緊急小口資金、総合支援資金の申請期限を延長するとともに、総合支援資金の融資限度を超えた世帯に適用される生活困窮者支援金の給付については、支給要件を緩和し生活困窮者に確実に支給されるようにすること。また、返還免除の要件緩和を国に求めること。
- 4、ケア労働者へのまともな賃上げを行うこと。今年2月から実施された社会福祉施設職員の処遇改善加算を、全ての自治体で活用するよう県として自治体、事業者徹底すること。本年10月以降も利用者負担に影響が出ない形で継続できるよう制度の見直しを国に求めること。
- 5、保育士の処遇改善加算を申請する自治体が少ない原因となっている低い公定価格の引き上げとともに、公務員の給与引き下げは行わないよう国に求めること。

四、汚染水海洋放出の撤回を求め、原発ゼロの実現を

(1) 汚染水の海洋放出許さず、全国の原発ゼロへ

- 1、原子力規制委員会は東京電力の汚染水海洋放出計画を了承したが、依然として漁業者・県民や国内外からの理解は得られていない。国・東京電力が「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わない」との約束を反故にすることは許されず、県は海洋放出方針撤回を求めること。海洋放出のための海底トンネル工事開始にも県民は納得しておらず、県は事前了解をしないこと。
- 2、専門家が提案している広域遮水壁の建設など、建屋への地下水流入を増やさないための根本対策をとるよう東京電力に求めること。

- 3、第一原発1号機で土台「ペデスタル」の損傷が判明し、耐震性の実態把握が急務となっている。耐震性評価と対策を早急に行うよう東京電力に求めること。
- 4、原発は地震のたびにトラブルが発生し、経年劣化も進んでいることから、原発施設の安全性など総点検を行うよう求めること。
- 5、原発事故の原因究明を国・東京電力に求めるとともに、県として事故検証委員会を設置し独自の検証を行うこと。
- 6、政府は、温室効果ガス実質ゼロ宣言を隠れ蓑に原発依存を進めようとしているが、県は福島原発事故の教訓を踏まえ、国に「原発ゼロ」の実現を求めること。
- 7、8000 ベクレルを超える指定廃棄物以外の除染廃棄物が、一般廃棄物として再利用されているとの指摘がある。実態を調査し公表すること。100 ベクレル以上の核施設関連廃棄物の再利用は認めないとしてきた国の基準を、8000 ベクレルまで引き上げたダブルスタンダードはやめるよう国に求めること。

(2) 避難者に寄り添い、「全県民が被災者」の立場で支援を

- 1、県内全ての市町村から原告が参加する生業裁判では、最高裁で東京電力の加害責任と追加賠償額が確定したことから、中間指針を早期に見直し、被災者全体を救済するよう国に求めること。
- 2、帰還困難区域の特定復興再生拠点外の除染について、地元自治体・住民が要望している通り、帰還希望者のみではなく全域除染とするよう国に求めること。生活圏の範囲を広くとらえ安心な生活環境を確保するよう国に求めること。
- 3、避難地域の医療・介護の減免制度について、国は避難指示解除から10年を区切りとして、打ち切る方針を明らかにした。避難地域や住民からは「命綱であるこの制度を継続してほしい」と強い要望が出されており、県としても国に継続するよう求めること。
- 4、福島復興特措法に位置付けられた国際研究教育機構については、避難者置き去りであり計画を見直すこと。
- 5、避難自治体では、求人を募集しても応募がない一方で、働く場の確保が困難であるとの実態が出されている。戻りたい人が安心して戻れるよう、地元商工業の復興・振興の支援を強化すること。
- 6、国家公務員宿舎に避難する区域外避難者に対し、退去と家賃支払いを求め県が提訴したことで、避難者はより一層追い詰められている。今議会に出される10世帯への提訴はやめること。
- 7、県は、県外から避難12市町村への移住者には最大200万円を支給しているが、避難指示区域からの避難者は対象外となっており、帰還を望む避難者にも支援を行うこと。

五、気候危機打開と災害対策に本気の取り組みを

(1) 気候危機対策について

- 1、本県目標の2050年カーボンニュートラルを実効あるものにするために、2030年までにCO2排出量を半減させ、本県の石炭火力発電所の廃止を求めること。
- 2、福島新エネ社会構想は、水素、アンモニアの利用を進めるが、グリーン水素以外は製造過程で大量の二酸化炭素を排出するものであり、見直しを求めること。石炭火発のアンモニア混焼は、石炭火発の延命になるものであり中止を求めること。

- 3、原発と石炭火発依存ではなく再生可能エネルギーを推進するようエネルギー基本計画の抜本的見直しを国に求めること。温室効果ガス排出量カウントは、直接排出量に改めるよう求めること。
- 4、本県の再生可能エネルギー推進に当たっては、地域循環型、住民参加、住民合意などを盛り込む条例を制定すること。
- 5、福島県 2050 年カーボンニュートラルロードマップにおける温室効果ガスの排出量の 8 割を占める事業所については、削減目標を引き上げるよう見直すこと。
- 6、再エネ拡大のためにも、民間住宅への太陽光発電設備、蓄電池システムへの補助金引き上げを行うこと。
- 7、太陽光パネルの廃棄費用について、7 月からの積み立てが義務付けされるが、既存の太陽光パネルについても事業者の責任で廃棄するよう求めること。
- 8、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）の推進のため、県独自の支援制度を創設すること。

（2）大規模災害対策について

- 1、本年 3 月の福島県沖地震被害で、り災証明書の申請に対して発行が 8 割にとどまっている。被害調査、り災証明書の発行がすすむよう市町村を支援すること。
- 2、災害救助法に基づく応急修理の申請期限を延長するとともに、制度の周知徹底を行うこと。
- 3、盛土規制法が成立したが、発注者、元請け責任の原則に立ち、仮置き場、中間処理施設への搬入により責任が曖昧にならないよう、適切な管理を求めること。
- 4、建設残土については、捨て場周辺の住民の理解を得るとともに、トラック運送による交通や騒音に配慮し、道路等が破損した場合速やかに修繕を行うこと。
- 5、河道掘削など日常的な河川管理のための維持費を十分確保すること。
- 6、流域治水対策は、住民参加型で進めること。
- 7、災害時の要配慮者施設の避難体制の強化を図るとともに、危険地域にある施設の安全性を高め、移転が必要な場合の支援をおこなうこと。
- 8、宅地の土砂災害に対して支援策を整備すること。
- 9、被災者生活再建支援法の支援金限度額を 500 万円に引き上げるよう求めること。
- 10、これから出水期を迎え災害に対する不安が大きくなる。1000 年に 1 度の確率のハザードマップ未作成自治体への支援を行うこと。浸水や土砂崩れの危険箇所を住民に周知徹底し、特に障がい者など要配慮者に対する個別の対策を強めること。
- 11、避難所施設の洋式トイレ化を進めること。また、災害時に使えるトイレ不足が指摘されており、「マンホールトイレ」などを増設すること。
- 12、鳥取県は県防災及び危機管理に関する基本条例を制定しているが、2016 年の地震災害を踏まえて条例改正を行い、地域の支え合い活動の強化とともに、災害ケースマネジメントで個々の被災者の課題を明らかにし支援する活動に取り組んでいる。
本県として、原発事故の被災者を含め連続する災害被災者に寄り添う支援を進めるため、基本条例の制定、市町村と連携したケースマネジメントに取り組むこと。

六、農林水産業、食料自給率向上について

- 1、37%まで落ち込んだ食料自給率を大幅に引き上げるよう国に求めるとともに、県も目標を持つこと。また、77万トンのミニマムアクセス米の輸入中止と、過剰米の政府全量買い上げを国に求めること。
- 2、4年目を迎える国連の家族農業年に呼応し、家族経営を抜本的に支援すること。
- 3、大幅な米価下落に対して県内多くの自治体が農家への直接支援を行ったが、県として本格的な支援を行うこと。水田活用支払い交付金の削減方針の見直しを求めること。
- 4、若者の就農を総合的に支援する新規就農者支援制度が見直されることになったが、新たな地方負担を導入しないよう国に求めること。
- 5、みどりの食料システム戦略法が求める有機農業25%の目標達成に向け、単年で収益性を見るのではなく、長期的視点で支える体制づくりを国に求めること。県の有機農業指導員を確保し県内各地に配置すること。有機農業は小規模農家であることから、競争力向上、規模拡大の国の支援基準の見直しを求めること。
- 6、アメリカが日本政府に桃の輸入禁止解除を正式に申請、植物防疫に関する手続きが開始されたことが判明した。二大有害病虫コドリングをはじめ他の病害虫が日本に入ってくる危険性があることから、桃の主要産地である本県として、輸入解禁を認めないこと。
- 7、林業アカデミーが始まったが、林業後継者が長く就業を続けられるように、給与の安定的保障の仕組みを国に求め県も支援し、山の維持管理を継続して行えるようにすること。
- 8、植林後50年程度で伐採する短伐期一辺倒を見直し、地域の森林資源の実態に対応し、長伐期や複層林など多様な施業方式を導入し、持続可能な林業にとりくむこと。
- 9、県有施設に県産材活用を推進すること。
- 10、漁業の本格操業が軌道に乗るよう、放射能の検査体制や流通支援強化など引き続き漁業者を支援すること。内水面漁業者への支援も強化すること。
- 11、漁港内の堆砂除去を速やかに実行し航路の確保を進めること。

七、子どもの健やかな成長と教育の充実について

- 1、学校給食費を補助する市町村は県内の7割に達しており、県として全額無償化の実施へ踏み出し、県内全ての子どもの給食費無償化を実現すること。
- 2、県立高校のエアコン燃料費は、特別教室を含め全て県負担とすること。
- 3、教育費の保護者負担の解消に向け、県として県内市町村と県立高校の実態調査を行うこと。
- 4、県内の教員不足は深刻であり、産休・育休代替教員も手当されないことから、正規教員の大幅増員を図ること。あわせて、スクールサポートスタッフの処遇改善を図り、増員すること。これらにかかる予算を増額すること。
- 5、県立高校統廃合の後期実施計画は、中止すること。
- 6、特別支援学校は、新設校が設置される計画だが、文科省の2021年度調査では県内147の教室不足があり、「授業に支障が生じ整備が必要」は36学級、「今後必要が見込まれる」は2学級とされている。特別支援学校の教室不足の早期解消に向け、計画を前倒しで実施すること。
- 7、ヤングケアラー対策で、高崎市は今年度からヘルパーを無料派遣し子どもの負担軽減に取り組んでいる。県は、市町村と協力し、調査と同時並行で子どもの負担軽減に取り組むこと。

8、国は、子ども家庭庁を設置するとしているが、国連子どもの権利条約の趣旨を反映したものとするよう国に求めること。あわせて、子どもの状態や現状を客観的に把握し政府に提言する専門機関の設置を国に求めること。

八、ジェンダー平等を実現し、人権が尊重される県政へ

- 1、政府は、労働者 301 人以上の企業に男女賃金格差の公表を義務付ける方針を表明した。県としてもその実態を監督し、格差是正に取り組むよう企業に働きかけること。
- 2、選択的夫婦別姓の早期実現、同姓婚を認める民法改正を国に求めること。県としてパートナーシップ制度を導入し、市町村でも導入できるよう支援すること。
- 3、リプロダクティブ・ヘルス&ライツを推進し、避妊薬や緊急避妊薬を医師の診断なしでも薬局で入手できるよう国に求めること。中絶については、女性の心身を傷つける搔爬法をやめ、経口中絶薬は配偶者の許可を不要とし、本人の意思で使用できるよう国に求めること。
- 4、痴漢被害など、あらゆる性暴力を根絶するよう県として取り組むこと。
- 5、生理用品は、学校のトイレに無償配備すること。公共施設等のトイレにも無償配備すること。
- 6、県の女性管理職を大幅に増やすとともに、意思決定の場の構成を男女半々とする目標を掲げ推進すること。

以上